

会 議 録

1 会 議 の 名 称	総務常任委員会
2 日 時	令和 8 年 6 月 1 1 日 (木) 午前 9 時 3 0 分 開会 午前 9 時 5 7 分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (7 人)	多田 厳 森尾 武史 中山 真由美
	勝又 澄子 前田 秀資 八島 満雄
	大垣 真一
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員	なし
7 傍 聴 者	1 人
8 事 務 局	次長 副主幹
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 陳情第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書を国に提出する
ことを求める陳情
結 果 採 択

午前9時30分 開会

○委員長【埴田巖議員】 ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。会議は、配付してあります次第により進行いたします。

初めに、「陳情第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書を国に提出することを求める陳情」を議題といたします。

本件につきましての各市の状況、本市の状況等につきましては、配付した資料のとおりです。

それでは、本件について意見等をお願いいたします。

○委員【八島満雄議員】 それでは、私から「陳情第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書を国に提出することを求める陳情」について、意見を述べさせていただきます。

陳情者の趣旨には、現在、地方自治体は急激な少子高齢社会の到来で、医療、子育て、介護の全世代型の社会保障施策の整備や地域医療体制の充実が喫緊の課題となり、さらには人口減少を見据えた地域社会の活性化対策や脱炭素化社会を目指した環境対策の推進、DXへの各施策の充実など、多岐にわたる役割と機能が求められ、社会インフラの老朽化や耐震再整備、物価高騰や人件費増大への対応も早急な課題として挙げられております。2026年、国の地方財政計画では、物価高騰や人件費増大に対する内容となっていますが、2027年度も政府予算及び地方財政の検討に当たっては、積極的な地方財政確立を国に求めておられます。

このように、私も上記の現状の課題を抱えた地方自治体への国の財政支援は、地方財政の充実や確立のために国に要望することは、地方自治体だけの解決では難しい財源問題として適切であると考えています。国に制度改善や財政支援を求めることは、国税の割合が多い一般的な税制上の税源の偏在の仕組みからは当然な成り行きと考えます。ただし、地方自治の観点からは、安定的な財源確保が課題であることを考えると、国依存型には限界があります。今後は、地方自治体でも地域産業の振興、農業や観光振興、企業誘致、再生エネルギー事業起業、公有財産の有効活用など、自治体自身での自主財源を増やす取組も重要な地方自治体の使命でもあったと考えております。

しかしながら、昨今の各自治体に求められている前述した全世代型の社会保障施策や各課題は、各自治体の早急な待ったなしの施策、計画であり、税制の変更においては国と地方の協議の場を設けるなどして、その推進のためにも積極的な国における地方財政への支援及び地方交付税の充実や強化は納得するところでも

あります。

以上のことから、陳情第1号の趣旨に賛同し、賛成意見といたします。

以上です。

○委員【前田秀資議員】 陳情第1号について私の立場から発言させていただきます。

本陳情は、地方財政のさらなる拡充と恒久的な財源措置を求めるものであり、地方自治体の役割強化という点では理解できるものの、国全体の財政運営の観点からは慎重な検討が必要ではないでしょうか。

まず、地方交付税法定率の引上げについては、国の財政負担を大きくし、将来世代への債務増加につながるおそれがあります。現行水準を維持しつつ、効率的な財源配分を行うことが本来は望ましいと考えます。

次に、地方創生推進費の恒久化については、自治体の自由裁量を広げ過ぎることで、政策目的の不明確化や財政の硬直化を招く懸念があります。国の政策目的に沿った交付金制度を維持し、成果を検証しながら柔軟に運用すべきです。

また、給与改善費の恒久化や任用職員の処遇改善の恒久的財源化は、人件費の膨張を招き、自治体間の財政格差を拡大させる可能性もあります。毎年度の財政状況に応じて弾力的に対応することが適切です。さらに、税制改正時の地方参画保障については、国と地方の協議の場を通じて意見を反映する現行制度で十分であり、地方の直接的な制度設計参画は政策決定の遅延を招くおそれもあります。

公立病院への財政支援強化についても、単なる赤字補填ではなく、経営の効率化、再編を通じて、持続可能な医療体制を構築することが最重要です。

最後に、地方税体系の抜本的改善については、現行制度の枠内での調整を基本とし、急激な制度変更は、国税、地方税の均衡を崩す可能性があるため、慎重に進めるべきです。

地方財政の充実とは重要な課題ではあるものの、国全体の財政健全化と均衡を保つことも同様に不可欠です。したがって、本陳情に示されたような主張には賛同できません。しかしながら、現下の円安等に起因する物価高騰や急激な人口減による不安定な地方財政を充実・強化させなければならないという実情もあり、今回は本陳情の採択に賛成いたします。

以上です。

○委員【中山真由美議員】 それでは、私からも「陳情第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書を国に提出することを求める陳情」について意見を述べます。

本陳情提出者の陳情内容につきましては、2026年度の地方財政計画は、物価高騰や人件費の増大に対する内容となっており、2027年度政府予算及び地方財政の検討においても、物価や賃金の上昇は社会全体で求められているとありました。

それ以外にも世界情勢の影響による物価高騰も継続している状況であり、全世代型の社会保障、地域活性化、自治体DX化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰

対策、地域公共交通の再構築など、さらには子育て、医療、介護や虐待防止、生活困窮者支援などの対応できる制度と人材の確保・育成などの整備を求められていることにつきまして、国におきましても様々な対策を講じているところでありますが、日本弁護士連合会が、合併した自治体と合併しなかった自治体47組を分析したところ、合併した自治体のほうが人口減少率や高齢化率が高い傾向となったとあり、一方、奈良県では、市町村の広域連携を県が下支えする取組が成果を上げています。

国におきましては、地方が存続できるための柔軟な仕組みや安定的な財源を保障する存在でなければならないと考えます。

以上の理由から、本陳情については、賛成の意見といたします。

○委員【森尾武史議員】 それでは、私からも「地方財政の充実・強化を求める意見書を国に提出することを求める陳情」に賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

1、増大、多様化する行政需要に対応するため、地方財政の充実は不可欠であります。陳情内容にあるとおり、現在、地方自治体には、少子高齢化、子育て支援、医療、介護、防災・減災、地域公共交通の維持、脱炭素化、自治体DXの推進など、極めて多くの課題に直面しています。加えて、近年の急激な物価高騰は、自治体財政に大きな影響を及ぼしており、現場では限られた財源の中で住民サービスを維持するため、大変厳しい行財政運営を強いられております。

こうした状況の中で、自治体が地域の実情に応じた行政サービスを安定的に提供し続けるためには、一般財源総額の確保・充実はもちろん、地方交付税制度のさらなる充実や安定的な地方税財源の確保が必要不可欠であります。

2、地域住民を支える人材の確保と処遇改善には継続的な財政支援が必要であります。地域行政を支える職員体制の維持強化も重要な課題であります。福祉、教育、防災、地域交通など、住民生活に直結する分野では専門性を持つ人材の継続的な確保が不可欠であります。特に、会計年度任用職員を含む多くの職員が行政サービスを支えている現状を踏まえれば、処遇改善や安定雇用を可能とする財源措置を国が責任を持って講じる必要があります。

また、地方自治体が地域事情に応じて柔軟に施策を展開するためには、国による一律的な制度運用ではなく、地方の裁量と自主性を尊重した制度設計が求められます。

3、国の政策実現を支える地方自治体への十分な支援が求められます。自治体DX、カーボンニュートラル、防災対策、公共交通の維持・再構築など、現在、国が推進している施策の多くは、実際には地方自治体が主体となって実行するものであります。それらの施策には、システム改修費、人件費、維持管理費と多額の財政負担が伴います。特に、自治体システムの標準化への対応やサイバーセキュリティ対応などは、自治体単独では十分に対応することが難しい課題でもあります。そのため、地方自治体に過度な負担を押しつけることなく、国が責任を持って必要な財政措置を講じるべきであり、地方創生維持費をはじめとする地

方向け財源についても単年度的な措置ではなく、安定的かつ継続的な制度として確立していく必要があります。

以上、地方自治体が持続可能な行政運営を行い、住民生活を守るためには、地方財政の充実・強化は極めて重要であり、本陳情は現在の地方自治体が直面している現実的な課題を踏まえた妥当な内容であり、地方自治の安定的運営の観点からも必要なものであると考え、本陳情に賛成いたします。

以上です。

○委員長【埴田巖議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採決に賛成でない方は不採決とみなします。本件を採決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【埴田巖議員】 挙手全員。よって、本件は採決することに決定いたしました。

議 題 陳情第4号 「司法修習生採用選考審査基準」に国籍条項を設けることを求める意見書提出に関する陳情

結 果 不採択

○委員長【茅田巖議員】 次に、「陳情第4号、「司法修習生採用選考審査基準」に国籍条項を設けることを求める意見書提出に関する陳情」を議題といたします。

本件につきましての各市の状況、本市の状況等につきましては、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【勝又澄子議員】 日本共産党伊勢原市会議員団を代表して、「陳情第4号、「司法修習生採用選考審査基準」に国籍条項を設けることを求める意見書提出に関する陳情」に反対の立場で意見を述べます。

本陳情は、司法修習生の選考に国籍要件を設けることを求めるものですが、能力や適性ではなく、国籍によって制限するのは法曹養成制度の理念にもそぐわないものと考え、賛同できません。

さらに、本陳情は、一部のサイバー攻撃や情報漏えいを挙げています。外国籍の司法修習生が一律に産業スパイの脅威かのようにレッテルを貼り、国家安全保障の課題と個人の適格性の問題とを混合させています。これは不当な決めつけだと考えます。

法曹に求められるものは国籍ではなく、法を扱うことにふさわしい能力と資質です。司法試験という厳格な試験を通過した人を国籍のみを理由として排除することは排外主義につながりかねないと危惧します。法に携わる人は、憲法と基本的人権に対する感覚が不可欠です。法曹養成制度は、人権を守り、国民の権利を守ることに尽くす法曹を育てるためのものであり、国籍による一律の排除をするべきではありません。

最高裁判所は2009年に司法修習生の選考要綱から国籍条項を削除しています。これは外国籍であっても司法試験に合格した者が司法修習を受ける道を制度上明確にしたものです。現在、日本で生活する外国籍の住民も多くなっている中、言語や文化などを理解している外国籍の弁護士は多大な貢献をされています。日本に住んでいる全ての人の生活の権利を守ることでできる存在は不可欠となっています。今、行わなければならないのは、特定の国籍の人を排除することではありません。誰もが安心して暮らせる社会と公正な司法制度を支えることです。

以上の理由から、本陳情には反対の意見といたします。

○委員【八島満雄議員】 私からも、「陳情第4号、「司法修習生採用選考審査基準」に国籍条項を設けることを求める意見書提出に関する陳情」について意見を述べさせていただきます。

陳情者の趣旨については、平成21年、司法修習生採用選考基準に国籍条項がなくなった。つまり、外国籍の人でも司法修習生になれることは危険と認識して

いる。在留している外国籍の人々の国では反日教育が行われ、日本人に対して憎しみを持っている。そのような人が日本の裁判官や検察官、弁護士になり、日本人に不当な利益や判決をする可能性が十分にあるという懸念を述べておられます。また、同国人には有利な判決や刑罰を科すことも考えられると主張しておられ、特に中国には国防動員法、国家情報法では、他国にいてもその情報工作法に協力することを義務づけていることも懸念しておられます。

さらには、このような懸念事項から、関係事件として、断定ではないが、中国籍の社員が勤務先の会社のサーバーにアクセスし、設計図を複製した事件、JAXAなど200に上る会社が大規模なサイバー攻撃を受けた事件、中国国籍の技術者がスマート農業の情報を不正に持ち出し、中国の知人に渡したとして警察当局が捜査している事件、あるいはアメリカ連邦捜査局の報告書、ドイツ政府の中国国費の留学生がスパイ行為を働く懸念の表明、今まで外国籍や中国による諜報活動報告書などで、外国籍の人が裁判官、検察官、弁護士になったら、その立場を利用して、そのような活動をする可能性が大だから、国籍条項を設けるべきだと述べておられます。これはある意味ではもっともなことを主張されていると思われます。

しかしながら、日本国憲法第15条第2項に定めている、全ての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないと規定している。これは重い憲法理念でもあります。その上、司法修習生はまだ任官してない状態での研修中でもあります。任官前の研修で国籍条項を設けることは憲法第15条第2項の公務員の選定、罷免は国民の固有の権利であることから、国籍条項を設けることは公務員の職務の公正、中立性を示す憲法上の基本原則として重要な規定を犯すことにもなります。

結論的には、任官前の立場をいたずらに懸念するのではなく、任官後は国籍条項があることを捉えたとすれば、司法修習生に国籍条項を設けることではなく、安全保障上の個別審査で対応すべきと考えております。

よって、陳情第4号については反対の意見といたします。

以上。

○委員【前田秀資議員】 本件に関しては賛同することは適切ではないと考えます。

意見書にある重要経済安保情報の保護やサイバーセキュリティの強化については、政府として既に取り組を行っているところであり、加えて、複数の事実誤認が認められるなど、内容の検討が適切であるとは言えず、いたずらに国民の不安をあおる可能性がある本件に賛同することは適切ではないと考えます。

以上。

○委員【中山真由美議員】 私からも、「陳情第4号、「司法修習生採用選考審査基準」に国籍条項を設けることを求める意見書提出に関する陳情」について意見を述べます。

本陳情内容につきましては、平成21年から司法修習生採用選考審査基準に国

籍条項がなくなり、日本人に不利益な判決や対応をする可能性があること。特に中国人は、国防動員法と国家情報法があり、日本人に不利益をもたらすことを行う可能性があるとのことです。国籍条項の撤廃につきましては、外国籍者の司法参画を求める声や日本弁護士連合会などの団体から差別的であるとの指摘があり、2009年11月から、最高裁判所が国籍条項の撤廃を決定しました。

様々な御意見があることは理解いたしますが、以上の理由から、本陳情については反対の意見といたします。

○委員【森尾武史議員】 「「司法修習生採用選考審査基準」に国籍条項を設けることを求める意見書提出に関する陳情」について反対の立場から意見を述べさせていただきます。

本陳情は、平成21年に司法修習生採用選考審査基準から国籍条項が削除されたことにより、外国籍者が司法修習生となり、日本の司法制度に重大な危険を及ぼすと主張するものであります。

裁判官や検察官に強い権限がある以上、不安を感じる人がいるのは理解できます。しかしながら、本陳情の前提には、現行制度及び実際の運用に対する誤解が含まれており、また、特定国籍者一般に対する抽象的な不信感を根拠として制度変更を求めるものであって、採択すべき合理性は認められないと考えます。

1、平成21年の国籍条項削除は外国籍者の新規解禁ではありません。昭和52年以降、外国籍者についても在留資格や日本で安定して生活できるかなどを個別に確認した上で実際に司法修習生としてこれまで約50年間にわたり採用されてきております。そのため、外国籍者は採用されないと誤解されかねない記載を平成21年に削除したのであり、突然外国籍者を新たに認める制度変更を行ったわけではございません。

2、外国籍のまま裁判官、検察官になることは現実的に極めて困難であります。本陳情は外国籍者が日本の裁判官や検察官になり、日本人に不利益な判断をする危険があると主張されていますが、現実には日本で外国籍のまま裁判官や検察官になった例は確認されております。裁判官や検察官は、刑罰や強制捜査など、国家権力を直接行使する立場であり、日本では、長年、日本国籍を前提とする当然の法理として運用が行われています。そのため、司法試験や司法修習に国籍要件がなくても、裁判官、検察官への任官段階では日本国籍が事実上必要となっています。したがって、本陳情が想定するような外国籍者が裁判官、検察官になり、日本人が不利益になるという状況は、現実の制度運用とは大きく異なるものであります。

3、外国籍の弁護士が活動することは世界的にも一般的であります。現在は国際取引や企業活動の国際化により外国籍の弁護士が各国で活動することは一般的であり、アメリカやEU諸国、日本などでも一定条件の下で外国籍者が弁護士として活動する制度が存在しています。そのため、外国籍であることを理由に弁護士活動を危険視することは国際社会の実情とも合っておりません。

4、国籍のみを理由に危険視することに合理性が乏しいと考えます。本陳情は

中国人が関わったと思しき事件例などを示し、反日感情を持つ外国人が司法制度を悪用する危険性を主張しています。しかし、国籍を理由にその人物が法制の世界で不公正な判断を行うと言い切れる合理的根拠は示されておられません。司法試験は極めて難関であり、合格後も司法修習や試験を経て、法曹倫理教育を受ける必要があります。さらに、日本の司法制度には三審制、合議制、証拠裁判主義、上告制度など、複数のチェック機能が存在しており、1人の思想や感情のみで判決が左右される制度ではありません。したがって、抽象的な不安のみを理由として国籍条項を復活させる必要性は認められません。

以上を踏まえ、本陳情を採択する合理性は認められず、本陳情は不採択とすることが相当であると考えます。

以上です。

○委員長【刃田巖議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

○委員長【刃田巖議員】 挙手なし。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【刃田巖議員】 御異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

午前9時57分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和8年6月11日

総務常任委員会
委員長 刃 田 巖